

豪州の牛肉貿易

宮田 育郎

(農産物流通経済学)

昭和59年8月10日 受理

On the Australian Trades of Beef

Ikuro MIYATA

(Laboratory of Agricultural Marketing)

はしがき

豪州の牛肉（子牛肉含む）生産量は、世界の総牛肉生産量の3%であり、国別順位でみると8位になり、アメリカの総牛肉生産量の約14%にあたる。これに対して、豪州の牛肉輸出量は世界の総牛肉輸出量の約22%であり、国別順位でみると1位になる。豪州は世界最大の牛肉輸出国である。豪州の牛肉輸出量の約半分はアメリカ向けの貿易であり、日本はアメリカに次いで2番目の貿易相手国である。日本への牛肉輸出量はアメリカ向け牛肉輸出量の約4割弱であり、豪・米牛肉貿易量に比べるとその比重は小さいけれども、多国間貿易を採用している豪州にとると、日本は重要な牛肉市場である。日本は牛肉輸入量の約7割を豪州産牛肉に依存しているので、日本にとって豪州は牛肉の重要な貿易相手国である。豪州は世界はもとより日本の牛肉貿易を左右する重要な位置に立脚しているから、豪州の牛肉貿易の全貌を明らかにすることが、今後の牛肉貿易を検討する際に必要である。本稿では、豪州における戦前・戦後の牛肉貿易の実情を明らかにすることが課題である。

1. 農産物貿易の特徴

戦前における豪州の貿易構造は、羊毛、小麦および小麦粉、砂糖、食肉（牛肉、マトン）、バター、チーズ、果物かん詰類、ハム・ソーセージ類の農畜産物およびその加工製品を輸出する農畜産物等輸出型貿易であった。第二次大戦後も戦前の貿易構造を継承しながら発展したので、戦後、先進諸国が貿易収支の赤字に苦悩しているとき、豪州の貿易収支は黒字基調であった。1960年代になって、世界資本主義は経済高度成長に突入し、その影響が豪州の貿易構造にも現われてきた¹²⁾。資本主義諸国は豪州の鉱物資源に目を向け、鉱物資源の需要が昂まり、豪州はその開発に着手することになった。その開発投資によって、今まで黒字基調であった貿易収支が1964～67年には赤字に転落し

Table 1. Proportion of export values by industry:
Australia and world

Industry	Australia		World	
	1971-72	1980-81	1971	1980
Agriculture	50.6	45.0	19.7	15.0
Mining	21.8	30.7	16.2	28.3
Manufacturing	23.8	20.1	61.8	55.2
Others	3.8	4.2	2.3	1.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0

Source; 1. Exports. Australian Bureau of Statistics, Canberra (1971-72, 1980-81)
2. International Trade. GATT (1971, 1980)

たが、60年代末以降は鉱物資源の輸出増加によって再度黒字基調にもどった。鉱物資源の開発とともに、製造業製品の輸出も漸次増加し、1970代にはいって、豪州の貿易構造は農畜産物等および鉱産物、製造業製品の三本柱になって展開した。とはいっても、豪州の貿易構造はTable 1に示すごとく、農業部門産出商品の輸出割合が非常に高く、依然として農畜産物等輸出型貿易であることに変りはない。世界の輸出構造が製造業製品を主体にして発展しているのとは対象的である。

豪州の輸出総額に占める農畜産物の輸出割合は1950年代の80%から1960年代中頃には約75%に低下し、さらに1970年代初めには50%に下がり、1980年には45%になったが、それでも農畜産物等の輸出は豪州貿易のなかで重要な地位を占めている。その農畜産物等の輸出について、戦後の変化を示したのがTable 2である。

農畜産物に関する限り、豪州の貿易は輸出貿易である。その輸出貿易は、戦前、牧畜産業の羊毛と耕種農業の小麦を二本柱にして展開したが、戦後、1950年代まではこの二本柱の輸出構造が引き継がれてきた。1948～49年および1956～57年の羊毛および小麦・小

Table 2. Proportion of value of major rural export items

Commodity	1938-39	1948-49	1956-57	1966-67	1976-77	1980-81	%
Wool	46.5	50.5	59.8	41.0	24.5	23.7	
Wheat & flour	18.6	20.2	10.4	17.5	22.5	21.4	
Sugar	3.4	1.7	4.1	5.3	14.2	13.1	
Beef & veal	4.0	1.6	3.3	10.6	11.0	13.1	
Other meats	5.5	3.6	4.0	4.0	4.3	6.5	
Fruits	4.8	1.9	4.1	4.9	2.2	2.1	
Butter	9.4	5.5	3.9	3.3	1.0	0.4	
Other dairy products & eggs	2.1	3.9	2.9	3.2	3.3	3.2	
Others	5.6	11.0	7.2	10.3	17.0	16.6	
Total export rural origin	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

Source; 1. Agriculture in the Australian Economy, D. B. Williams ed. p. 385, Sydney Univ. press, Sydney (1982)

2. Quarterly Review of the Rural Economy, Vol. 4, p. 331-332, Bureau of Agricultural Economics, Canberra (1982)

Note; 1. Average for 3 years ended, to 1976-77 from 1938-39

麦粉の農産物総輸出額に占める割合は70%強になつた。ただ1950年代に小麦・小麦粉の輸出割合が10.4%に低下し、一方羊毛の輸出割合が59.8%と著しく高まつたのは、アメリカ小麦の過剰による輸出不振と世界的に羊毛生産の復興が遅れた結果である。1960年代にはいって、砂糖、牛肉の輸出が伸びる一方、羊毛は価格低迷によって輸出が減少した。1970年代中頃になると、農畜産物等の輸出割合は、羊毛が10年前の41%から24.5%に低下し、小麦・小麦粉が17.5%から22.5%へ、砂糖が5.3%から14.2%へ、牛肉が10.6%から11%へ上昇した。そして、果物、バターの輸出割合は非常に小さくなつた。1966~67年から1976~77年の10年間の輸出額の変化をみると、砂糖約6倍、小麦等約2.9倍、牛肉等約2.4倍、羊毛約1.3倍の伸びを示し、果物は変らず、バターは約3割低下した。このように、1960年代から1970年代にかけて、豪州の農畜産物等の輸出構造は大きく変化しており、この期間に、羊毛、小麦、砂糖、牛肉の輸出品目の4本柱が確立された。世界資本主義の経済高度成長期に形成された豪州の農畜産物等の4本柱の輸出構造は、その後の世界資本主義の経済低成長期にも変化することなく存続しており、特に、牛肉、マトン・ラムの輸出額は他品目より伸びが大きく、豪州の農畜産物等輸出の重要な品目になりつつある。このような農畜産物等輸出の変化は「国内の農業政策が国際的な局面に現われたもの」^[11]である反面、世界における農畜産物需給構造の変化を反映したものである。豪州の農畜産物

等輸出商品の4本柱は、世界の輸出農産物のなかで羊毛約65%、牛肉約22%、小麦約10%、砂糖約10%のシェアとなっており、豪州農業は世界の農産物貿易のなかで重要な位置づけと役割を担っているのである。

2. 戦前期の牛肉貿易

豪州と諸外国との船舶運行について、統計上記録されたのは1822年であり、その記録から約60年間のあいだ諸外国と取引された牛、羊はすべて生体貿易であった。その生体貿易が枝肉貿易に代ったのは、冷凍船の出現した1880年代であった。「豪州からのフローズン・ミートの輸出は、ほぼ1881年にさかのぼる」^[7]ことができる。冷凍船の出現によって、牛・羊を食肉形態で海外諸国へ確実、安定的に、そして鮮度を保ちながら輸出可能となり、このことによって、牛肉、マトン・ラムの輸出量は飛躍的に増加した。船舶による運搬手段の技術進歩はより発展し、1932~33年になると、フローズン・ミートの輸出に加えてチルド・ミートの輸出がはじまった。このことは、加工用ミートのほかにテーブル・ミートの輸出まで可能になったことを意味しており、豪州の食肉生産および食肉輸出構造に大きな影響を及ぼした。このように、豪州の牛・羊輸出貿易は1930年代の輸送手段の技術革新を転機として、生体輸出から枝肉輸出へ替わり、フローズンおよびチルド形態の食肉輸出になった。

1938~39年、豪州の輸出牛肉の92%はイギリス向けであった。豪・英貿易を中心として豪州の牛肉輸出は成立していた。そこで、イギリスの牛肉輸入量と

Table 3. Imports of chilled and frozen beef in quarters and sides into the U. K.

	Quantity of imports (Cwt)	Proportion of total (%)	Value of imports (£)	Proportion of total (£)	Price per Cwt (£)
Chilled beef					
Brazil	504,661	5.8	837,793	5.5	1.66
Uruguay	563,511	6.4	931,802	6.1	1.65
Argentina	7012,995	80.2	12327,038	81.2	1.76
Australia	325,291	3.7	555,699	3.7	1.71
Other British countries	338,520	3.9	537,756	3.5	1.59
Total	8744,978	100.0	15189,421	100.0	1.74
Frozen beef					
Brazil	7,522	0.5	11,615	0.5	1.54
Uruguay	44,012	2.7	78,354	3.4	1.78
Argentina	106,403	6.4	177,123	7.7	1.66
Australia	1161,807	70.1	1589,249	68.9	1.37
Other British countries	336,944	20.3	448,309	19.4	1.33
Total	1656,688	100.0	2304,651	100.0	1.39
Chilled & frozen					
Brazil	512,183	4.9	849,408	4.9	1.66
Uruguay	607,529	5.8	1010,156	5.8	1.66
Argentina	7119,398	68.4	12504,161	71.5	1.76
Australia	1487,098	14.3	2144,948	12.3	1.44
Total	10401,666	100.0	17494,072	100.0	1.68

Source; 1. Official Year Book of the Commonwealth Australia, No. 34, Canberra (1941)

Note; 1. Average for 3 years ended, 1935-37

豪州の輸出牛肉との関係を示したのが Table 3 である。

当時、イギリスは国内産業として工業を優先し、農業は従性的な位置づけのなかで、食料を英連邦諸国に依存するという経済体制をとっていた。しかし、牛肉は英連邦諸国の供給量だけでは国内の牛肉需要量をカバーすることができず、英連邦諸国以外の諸国にもその供給源をもとめなければならなかった。イギリスは牛肉総輸入量の 80% を英連邦諸国以外から輸入しており、それも資本主義が未発達であり、牛の飼養頭数が豪州の約 2.5 倍のアルゼンチン、同じく約 3.1 倍のブラジル、豪州の牛飼養頭数の 6 割強のウルグアイ等南米諸国に輸入先を求めた。これら輸入先のなかでもアルゼンチンからの牛肉輸入量が多く、1935~1937 年にはイギリスの牛肉総輸入量の 68.4%，総輸入額の 71.5% をアルゼンチンの輸出牛肉が占めていた。同じ期間に豪州の輸出牛肉の占めるシェアはイギリスの牛肉総輸入量の 14.3%，総輸入額の 12.3% にすぎなかった。イギリスの輸入牛肉はフローズンとチルドであるが、その輸入量の約 84% はチルド・ビーフであり、フローズン・ビーフは約 16% であった。大部分の牛

肉はテーブル・ミートとして輸入していたことになる。その輸入チルド・ビーフの約 80% はアルゼンチンからの輸入であり、アルゼンチンがイギリスへ輸出していた牛肉の約 99% はチルド・ビーフであった。これとは対象的に、イギリスが輸入していたフローズン・ビーフの約 70% は豪州から輸入したものであり、豪州がイギリスへ輸出した牛肉の約 78% はフローズン・ビーフであり、チルド・ビーフの輸出は 22% であった。当時、チルド・ビーフとフローズン・ビーフの価格は Cwt 当たりチルド・ビーフが 1.74 £、フローズン・ビーフが 1.39 £ であり、両者の価格差はチルド・ビーフがフローズン・ビーフよりも約 25% 高であった。その結果、アルゼンチンと豪州の輸出牛肉平均価格（イギリス輸入平均価格）には（wt 当たり 0.32 £ の開差ができ、イギリスの牛肉貿易ではアルゼンチンの方が豪州よりも有利な位置づけになっていた。

このことは、イギリスの牛肉貿易におけるアルゼンチンと豪州への対処の仕方にも現われている。豪州にとってイギリスは、牛肉貿易の唯一の相手国であり、イギリスの対処の仕方によって豪州の牛肉貿易は変化

Table 4. Australian beef imports into the U. K. during 1935 to 1939

Cwt, %

	1935	1936	1937	1938	1939
Chilled beef					
Import quota	228,000	296,000	452,000	528,000	430,000
Import quantity	228,473	295,433	451,967	527,608	430,396
Import quantity /Import quota	100.2	99.8	100.0	99.9	100.1
Frozen beef					
Import quota	1468,000	1512,000	1948,000	1924,000	2029,000
Import quantity	1104,511	1055,162	1325,749	1186,955	1317,318
Import quantity /Import quota	75.2	69.8	68.1	61.7	64.9
Chilled & frozen					
Import quota	1696,000	1808,000	2400,000	2452,000	2459,000
Import quantity	1332,984	1350,595	1777,716	1714,563	1747,714
Import quantity /Import quota	78.6	74.7	74.1	69.9	71.1
Argentine beef import quantity into the U.K.					
Chilled	6937,141	7108,768	6993,075	6888,542	5225,350
Frozen	93,933	113,479	111,798	158,522	1746,700
Chilled & frozen	7031,074	7222,247	7004,873	7047,064	6972,050

Source; 1. Official Year Book of the Commonwealth Australia, No. 34, Canberra (1941)

した。イギリスにとると豪州との牛肉貿易は比重が小さく買手市場となりえた。そこで、豪州はイギリスに従属化していたけれども、イギリスは豪州を優遇していたとはかならずしもいえない¹³⁾。1932年8月、カナダのオタワで開催された英連邦諸国の経済会議=オタワ会議¹⁴⁾でイギリスは5ヶ年間の牛肉輸入枠を豪州と結んだ。その牛肉輸入枠は1935年の初年度に比べて5年後の1939年には約45%伸びる内容であった。牛肉輸入枠と輸入実績を示したのがTable 4である。

イギリスは豪州からの牛肉輸入割当枠を、1936年は対前年比6.6%増、1937年は32.7%増、1938年は2.2%増、1939年は0.3%増と毎年拡大しており、とくにチルド・ビーフの輸入枠を1935~1938年まで大きく拡大したが、1939年は対前年比84.1%に縮小した。この輸入割当枠と輸入実績を比較した達成率をみると、チルド・ビーフは輸入の絶対量が小さいということもあるが、ほぼ輸入割当枠どおりの輸入実績になっており、フローズン・ビーフは輸入割当枠に対する輸入実績が毎年低下傾向になり、その達成率は60%台水準が多かった。その結果、牛肉輸入実績の達成率は70%台水準になった。このことは、イギリスの国内牛肉市場が過剰基調になり、豪州からの輸入牛肉実績を輸入

割当枠より削減しなければならなくなったという事情があるけれども、他方、英連邦諸国に属しないアルゼンチンからの牛肉輸入量をみると、1939年は豪州からのフローズン・ビーフ輸入割当枠に対する輸入実績を64.9%に落しているにもかかわらず、アルゼンチンからのフローズン・ビーフ輸入量を対前年比11倍に増加した。1938年以前までのイギリスの牛肉輸入は、フローズン・ビーフは豪州から、チルド・ビーフはアルゼンチンからという構造になっていたが、1939年になって、チルド・ビーフもフローズン・ビーフもアルゼンチンからの輸入量が豪州からの輸入量よりも多くなった。このことは、豪州からのフローズン・ビーフの輸入削減をイギリスの国内市场における牛肉の過剰基調であるといちがいに決めつけられないことを意味しており、むしろ、イギリス国内の牛肉市場に寄与率の高いアルゼンチン貿易を優先した結果であると考えられる。これは、豪州とイギリスとの二国間貿易とイギリスの多国間貿易の力関係によるものとみてよい。貿易諸国間がともに経済成長しているあいだは、二国間貿易も矛盾を露呈することなく発展するが、貿易諸国間の経済バランスが崩れると二国間貿易の力関係が発生し、強者の矛盾が弱者に押しつけられることになる。そこで一国の貿易構造を考える場合には、多国間

貿易の方がベターであるといえる。

豪州の牛肉輸出はオタワ会議によって輸出枠が設定されたので、豪州にとって牛肉の輸出コントロールが必要であった。豪州の貿易構造はもともと州単位による独自の貿易が発展し、各州に関税制度があり、その関税制度は外国貿易のみならず、州間の物資移動まで適用された。各州の関税制度は1901年の連邦憲法の公布によって廃止され、連邦の関税制度に統一された。しかし、各州は独自の貿易振興を捨てきれず、豪州としての統一した貿易政策を欠き、貿易のコントロールが不十分であった。そこで連邦政府は、1935年に連邦首相および各州首相と連邦食肉諮問委員会 (Commonwealth Meat Advisory Committee)との会議による決定事項にもとづいて、食肉輸出調整法 (Meat Export Control Act) を制定した。その法律の主たる内容は、オーストラリア・ミート・ボード (Australian Meat Board) の設立による食肉の輸出管理であった。このミート・ボードは食肉の生産者、加工業者、輸出業者、連邦政府の各代表18名のメンバーで構成され、法律にもとづく一定の権限と一定の事業が付与された、いわゆる公社的性格の組織体であった。ミート・ボードの機能は次のようなものであった。①食肉を輸出する業者はミート・ボードのライセンスを必要とする、②食肉出荷を調整する、③用船料と保険料について契約する、④海外での食肉宣伝・販売を促進する、⑤食肉の諸問題について調査研究する、⑥輸出ライセンスの発行を管理する等であった。このミート・ボードの運営財源は食肉輸出課税法 (Meat Export Charge Act) によって、輸出する食肉から一定の料金を徴収したものによった。ミート・ボードの設立によって、豪州の牛肉輸出は州主導型から連邦主導型によるマーケティング・システムに転換した。

豪州においては食肉輸出だけでなく、農産物の輸出についても、1920～1930年代初めにかけて、各農産物ごとに Export Control Act が制定され、連邦政府によるボード方式の輸出管理体制を確立した。このことは、農畜産物輸出入をめぐる国家間の矛盾が1920年代からさらに激化し、州ごとの貿易対応では貿易の発展に制約を受け、州はもとより連邦政府にとっても、貿易の国家管理体制の整備が急務になっていたという背景があったからである。

3. 戦後の牛肉貿易

(1) 戦後の食肉生産と輸出

豪州の輸出食肉といえば、牛肉、マトン、ラムであ

り、豚肉、鶏肉は国内消費向け食肉である。輸出食肉の戦後における生産と輸出の推移を概観すると Table 5 のごとくである。

はじめに、牛肉の生産と輸出について述べてみよう。

1936～1939年(戦前)の3カ年平均牛肉生産量は56万9,000tであり、それに対して輸出量は12万1,000tでその輸出割合は21.3%であった。第2次大戦直後の1946～1949年の牛肉生産量、輸出量、輸出割合は戦前より低下するけれども、1954～55年にはそれらは増加に転じ、1955～56年には輸出割合も戦前水準になった。牛肉輸出に顕著な変化が現われるのは1958～59年であり、それ以前は、戦前戦後を通じ20%前後の輸出割合であったのが、この年一挙に30%台の輸出割合に高まった。この変化は後述するごとく、豪州の牛肉輸出の最大顧客がイギリスからアメリカへ転換した時期である。1962～63年になると、牛肉生産量は90万t台に増加し、輸出量も40万t台に増加し、輸出割合は40%台に上昇した。世界資本主義就中アメリカ経済の成長に支えられて、豪州の牛肉輸出は拡大し、牛肉生産量の増加を助長した。1970年代になると、牛肉生産量は100万tを越え、輸出量も50万t台へ上昇し、輸出割合は50%台になった。1972～73年は牛肉生産量が対前年比約23%増加したが、輸出量の伸びは牛肉生産量の伸びより大きく、対前年比約39%増加したので、その割合は戦前戦後を通じ最大の61.5%になった。

しかし、1973年末の石油ショックによる先進諸国の景気後退は総需要抑制政策となって現われ、第1次産品の輸出国に大きな打撃を与えるが、その影響は豪州の輸出牛肉にも反映し、1974～75年度の牛肉の輸出割合は前々年度の61.5%から41.9%に急低下した。経済の景気後退は牛肉産業の不況となり、成牛のと畜が進行し、牛肉生産量は著しく増加した。その後、先進諸国の景気が緩慢な回復過程にはいり、豪州の輸出牛肉も増加してきた。牛肉の生産量と輸出量がともに増加し、生産量は1977～78年に戦前・戦後最高の218万3,800tとなり、輸出量は1978～79年に、これも戦前・戦後最高の123万8,700tに増加し、その年の牛肉輸出割合は61.4%に上昇した。この牛肉生産量と輸出量は10年前と比較して約2.5倍～3倍の伸びを示している。このような1970年代末の牛肉生産量と輸出量の増加は、基本的には牛肉輸出価格の上昇に支えられた成牛と畜の食い潰によっていたから、1979～80年も牛肉価格は上昇していたにもかかわらず、牛肉生産量がそれにともなわなかつたために、輸出量は

Table 5. Australian meat production and meat exports

	Carcase weight '000t, %								
	Beef & veal			Mutton			Lamb		Proportion of beef export/ meat exports
	Production (1)	export (2)	(2)/(1)	Production (1)	export (2)	(2)/(1)	Production (1)	export (2)	
1936-39	569	121	21.3	201	17	8.5	118	72	61.0
1946-49	542	101	18.6	177	15	8.5	130	45	34.6
1954-55	720	137	19.0	240	15	6.3	148	42	28.4
1955-56	751	163	21.7	234	15	6.4	145	36	24.8
1956-57	815	177	21.7	224	10	4.5	143	24	16.8
1957-58	791	155	19.6	270	23	8.5	152	29	19.1
1958-59	906	295	32.6	310	49	15.8	182	40	22.0
1959-60	752	262	34.8	370	47	12.7	203	26	12.8
1960-61	633	190	30.0	368	60	16.3	207	29	14.0
1961-62	791	299	37.8	368	83	22.6	219	18	8.2
1962-63	914	385	42.1	363	107	29.5	231	27	11.7
1963-64	986	423	42.9	361	112	31.0	225	21	9.3
1964-65	1010	457	45.2	361	116	32.1	224	26	11.6
1965-66	946	441	46.6	396	151	38.3	213	18	8.6
1966-67	879	387	44.0	355	139	39.1	241	18	7.3
1967-68	904	401	44.4	419	188	44.8	246	11	4.6
1968-69	935	411	44.0	372	145	38.9	308	36	11.5
1969-70	1010	508	50.3	442	234	52.9	314	48	15.2
1970-71	1047	517	49.3	471	224	47.6	355	53	15.0
1971-72	1168	636	54.5	596	353	59.2	360	43	11.9
1972-73	1438	884	61.5	435	282	64.8	278	33	11.8
1973-74	1310	739	56.4	221	123	55.6	235	23	9.7
1974-75	1547	648	41.9	258	146	56.6	269	26	9.8
1975-76	1840	846	46.0	326	224	68.7	262	36	13.6
1976-77	1988	1019	51.3	304	269	88.5	246	43	17.7
1977-78	2184	1168	53.5	261	221	84.7	253	43	16.9
1978-79	2018	1239	61.4	239	180	75.5	253	45	17.9
1979-80	1564	911	58.3	275	194	70.4	273	52	18.9
1980-81	1467	782	53.3	299	234	78.3	280	43	15.4
1981-82	1580	830	52.5	234	181	77.6	275	33	12.0

Source; 1. Year Book Australia, Canberra (1936-1965)

2. Statistical Review of Livestock and Meat Industries, AMLC (1966-1981)

Note; 1. Average 3 years ended in June (1936-39, 1946-49).

減少した。その後は牛肉生産量および輸出量は減少傾向に転じ、1981~82年はピーク時と比較して、牛肉生産量は27.6%減、輸出量は33%減となり、牛肉輸出割合は52.5%に低下した。

次に、マトン・ラムの生産量と輸出量について述べることにする。

マトン生産量は1936~1939年に20万1,000t、輸出量は1万7,000tであり、輸出割合は8.5%であった。戦後は1時期を除いて、1957~58年まで生産量は20t台、輸出量は1万t台、輸出割合は10%以下という状態が続いた。ラムをみると、1936~1939年の生産量は11万8,000t、輸出量は7万2,000t、輸出割合61%であったが、戦後、ラムの生産量は増加するのに輸出量は逆に減少し、輸出割合は著しく低下し、1957~58年の輸出割合は戦前の3分の1になった。このこ

とからもわかるように、マトンは戦前から戦後の1950年代末頃までは、輸出よりも国内消費対象として生産されてきたが、ラムはマトンとは逆に、戦前は国内消費を目的とする生産ではなく、輸出対象の生産であったが、戦後になって、徐々に輸出向けから国内消費向けの生産に替ってきた。1958~59年になると、マトンの生産量は31万tに増加し、輸出量は4万9,000tと生産量以上の増加率になり、輸出割合も15.8%に上昇した。マトンの生産量、輸出量の増加と輸出割合の上昇は、その後も続いて、1971~72年には生産量59万6,400t、輸出量35万3,000tと著しく増加し、戦前・戦後のピークになった。この時期を境にして、マトン生産量および輸出量は漸次減少し、1981~82年になると、1971~72年のピーク時に比較して、生産量は39.2%、輸出量は51.4%に激減した。生産量が輸出

量よりも著しく減少したので、マトンの輸出割合は10年前の59.2%から77.6%に上昇した。ラムをみると、1958~59年を境にして、生産量は増加傾向となり、1971~72年には戦前・戦後を通して最高の生産量36万tを記録した。その後ラムの生産量は減少して、1981~82年には1971~72年時の23.6%になった。ラムの輸出量も1970年代初めに5万3,100tと戦後の最高を記録するが、その数値は戦前の70%水準であり、輸出割合も10%前後のところで推移し、20%を越えることがなかった。以上のことからわかるように、戦後になるとマトンは輸出用生産に、ラムは国内消費用生産に替わり、その状態が一般的となっている。豪州の国民は、戦前はマトンを食べてラムはイギリスに輸出していたが、戦後はラムを食べてマトンはアメリカに輸出している。

牛肉、マトン・ラムの生産、輸出の推移をみてわかるように、豪州の食肉生産のなかで最大の輸出力をもっているのは牛肉である。牛肉、マトン・ラムの総輸出量に占める牛肉の割合をみると、1936~39年の戦前期は57.6%であったが、戦後はさらに上昇して70%前後になり、1978~79年には84.6%を占めるに到った。このことは、豪州の食肉輸出が牛肉輸出に代表されるといっても過言でないことを示している。

(2) 牛肉貿易のパターン

豪州の牛肉貿易は、オタワ会議で締結したイギリスとの協定に従って戦前は運営されてきたが、第2次大戦の期間、1時停止状態になった。そのこともあって、イギリスとの協定事項は1952年6月末まで継続され、終戦直後まで豪州の牛肉貿易はオタワ会議の協定内容で進んだ。戦後の豪・英2国間牛肉貿易はオタワ会議の協定が切れた1952年を出発点とすることができる。それは1952~1967年間の長期の牛肉貿易を取り決めた「15年食肉協定」(Fifteen Year Meat Agreement)からはじまる。この協定は、豪州の食肉生産を振興し、イギリス食肉市場への輸出を可能な限り拡大する¹⁾という内容のものであった。さらに、この「15年食肉協定」に統いて、1953年9月、イギリス食糧長官と豪州ミート・ボードとの間で、両者による大量購販方式を止めて、戦前のような個人取引による貿易とすることが合意された。この合意内容は²⁾、①イギリスの輸入業者へ直接輸出した1954年7月1日以降のマトン・ラムおよび1954年10月1日以降の牛肉・子牛肉、豚肉は戦前と同じく競売市場で販売する、②1955年9月30日まで運用される最低価格(f. o. b)は、牛肉・子牛肉の場合1b当たり13.18d. stg、ラ

ムは同じく13.61d. stg、マトンは同じく6.05d. stgとする。但し、最低価格は次年度に再検討する、③競売市場平均価格が最低価格以下になれば、イギリスは豪州へその不足分を支払う、そこで、その不足払い額を決定するために、イギリス市場における豪州牛肉の卸売加重平均価格を正確に表示する、等々であった。換言していえば、豪州牛肉のイギリス市場への安定的な供給を確保するための不足払制度の導入であった。この不足払制度を効率的に運用するために、豪州側の法律的整備が必要になり、不足払いが発生するとそれを生産者に支払わなければならないが、そのため食肉協定(不足払い)法 Meat Agreement (Deficiency Payment) Act を1955年5月に制定し、さらに、イギリス食肉卸売平均価格が最低保証価格水準以上になると、その超過分を徴収する食肉輸出(課徴金)法 Meat Export (Additional Charge) Act を制定した。そこで、豪州とイギリスの牛肉貿易は、不足払制度に關係の深い最低保証価格水準をどのところに決めるかが大きな課題になった。例えば、1958~1961年の3カ年間の牛肉最低保証価格を1955~1958年時の最低保証価格より5%引き下げた。その理由は、1954~1959年間のなかで1955年10月から1958年4月までイギリス牛肉市場平均価格は最低保証価格より下回り、そのために、1954~55年15万t、1955~56年325万t、1956~57年593万tの不足払いが発生した。その不足払い額は最低保証価格水準によって決まるので、この最低保証価格水準の協議が豪州とイギリスにとって重要な課題であった。この不足払制度による豪・英牛肉貿易はイギリス経済にとって非常な負担となり、1954~1957年に不足払いが発生したとき、イギリスは豪州牛肉のイギリスおよび英連邦諸国外への輸出を認めざるを得なかった。1955年は牛肉・子牛肉、マトン・ラムを1万t、1956年は牛肉を5千t、1956~57年および1957~58年は牛肉・子牛肉、マトン・ラムを毎年1万5千tをイギリスおよび英連邦諸国へ輸出することに豪・英は合意した。さらに、1958年6月、豪州とイギリスは、①牛肉の最低保証価格について、1961~62年から1963~64年までは、1957~58年および1961~62年の9%以下とすること、②ラムの最低保証価格について、1957~58年、1959~60年は1954~55年から1957~58年の5%以下とすること、③マトンの最低保証価格について、1957~58年、1959~60年は1954~55年から1957~58年の15%以下にすること等を協議した。即ち、最低保証基準価格の切り下げによって、不足払いがなるだけ発生しないよう

な内容となり、豪州の牛肉生産にとって不利な状況となつた。さらに、④1957~58年から1960~61年の牛肉輸出の自由枠について、1級品、2級品の牛丼輸出の上限量を年間7,500tとし、低級品質の牛丼輸出には制限を設けないことにした。そこで、豪州の食肉輸出業者は低級品質の牛丼輸出の開拓をせまられ、それをアメリカの加工用ミートとして輸出する市場を開拓した。

1958年の豪・英牛丼貿易の協議を境にして、豪州輸出牛丼の大半を占めていた低級品質の加工用牛丼はアメリカ向けに替わり、イギリス向けに残ったのは、1級品、2級品のテーブル用ミートの牛丼だけであったといつても過言でない、このように、豪州の牛丼輸出先はイギリスからアメリカへとその流れが変ってゆくことになる。このような牛丼貿易のパターンを招いた最大の原因是、戦後、イギリス貿易は赤字基調で恒常的なドル不足となり、イギリス経済の弱体化が現われ、それに英・豪食肉貿易の15年長期協定による不足払制度がイギリス経済にとって負担となり、直接的には、この不足払制度の失敗が原因となった。このようすに、英連邦諸国との盟主として、自他共に認めてきたイギリスは戦後急速に盟主の力を失ない、戦前、オタワ会議で結束した英連邦諸国との経済共同体は、イギリス資本主義の弱体化とともに、はやくも1950年代末に実質的な崩壊がはじまったといってよい。

(3) 豪・米牛丼貿易

1950年代末まで、豪州の牛丼輸出を独占的に支配してきたイギリスは、それまでほとんど豪州の輸出牛丼と関係のなかったアメリカに豪州の輸出牛丼を譲ることになった。そこで、豪州の輸出牛丼とアメリカとの関係を示したのがTable 6である。

1940年代は豪州からアメリカへの牛丼輸出は全然なく、1950年代初めになって、二国間牛丼貿易がはじまり、1955年頃までは豪州牛丼輸出総量の1%にもみたなかった。ところが、前述した1958年の豪・英食肉協議を境にして、1959年の豪州からアメリカへの輸出割合は豪州牛丼輸出総量の約46%に達した。そして、その割合は徐々に高まり、1963年には約85%となり、豪州の牛丼輸出のアメリカ仕向けは1940~50年代初期のイギリス仕向けの状況と非常に似てきた。そこで、豪州とアメリカは1964年2月に米・豪食肉協定(United States-Australia Meat Agreement)を結んだ。この協定³⁾は米・豪間の食肉貿易発展を促進し、アメリカの食肉市場における豪州の牛丼輸出のシェアを設け、そのシェアについては3年毎に

Table 6. Australian exports of beef and veal to the U.S.A and world markets
Shipped weight, 000t, %

Year	Total quantity of exports	Export quantity to the U.S.A.	U.S.A as proportion of total
1954	115.0	0.6	0.5
1955	143.6	1.1	0.7
1956	132.3	1.3	1.0
1957	154.3	2.6	1.7
1958	171.4	13.0	7.6
1959	221.6	101.8	45.9
1960	147.8	68.1	46.1
1961	163.7	116.3	71.0
1962	249.1	196.5	78.9
1963	280.0	237.4	84.8
1964	290.4	156.8	54.0
1965	293.9	141.8	48.2
1966	284.7	188.5	66.2
1967	246.0	193.5	78.7
1968	249.5	197.8	79.3
1969	302.6	234.8	77.6
1970	334.8	217.6	65.0
1971	366.8	232.1	63.3
1972	505.0	310.5	61.5
1973	600.1	327.5	54.6
1974	339.4	241.6	71.1
1975	513.6	295.6	57.6
1976	573.1	268.6	46.9
1977	730.8	321.6	44.0
1978	786.3	364.2	46.3
1979	708.8	396.3	55.9
1980	565.7	358.7	63.4
1981	459.4	238.1	51.8

Source: 1. U.S agricultural trade an Australian perspective to 1985, B.A.E, Canberra (1980)

2. Situation and outlook 1983, Meat. B.A.E, Canberra (1983)

再検討するという内容のものであった。最初、米・豪間で合意に達した3カ年の豪州食肉の輸出枠は、牛丼・子牛丼、マトンを1964年は24万2,000t、1965年は25万1,000t、1966年は26万t輸出可能であった。このような米・豪食肉協定をふまえて、アメリカ議会は1964年8月に食肉輸入法(Meat Import Laws)を設定し、外国からの食肉輸入について食肉の輸入枠を設定し、必要に応じて輸入制限を講ずることができるとした。具体的には、牛丼・子牛丼、マトン、山羊肉等の年間輸入量が政府の決めた基本割当量の110%以上とアメリカ農務省が予測した場合、夫々の食肉について輸入割当を発動するものであった。「農務長官は、輸入規制が宣言された場合には、食肉輸入法の趣旨に沿って輸出国との間に輸入協定を締結しなければならないが、食肉の輸入規制は、他の農産物とは異

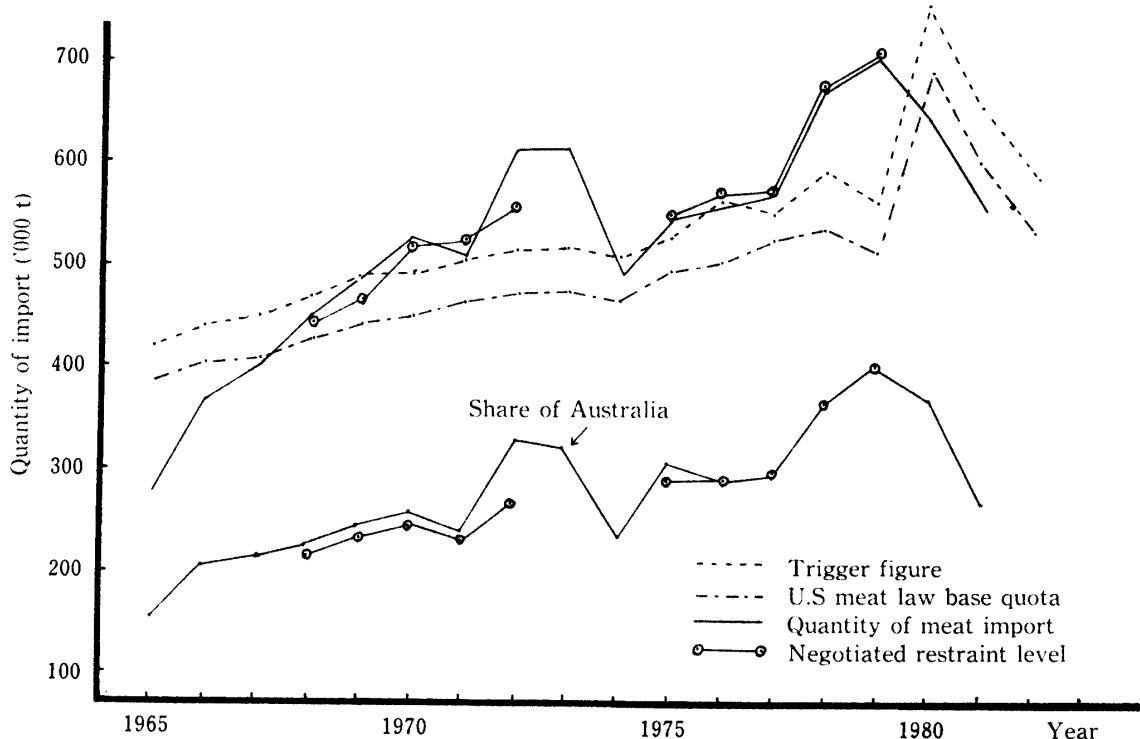


Fig. 1. U.S.A imports of meat subject to meat import law.

Source; 1. AMLC: Statistical review of livestock and meat industries. Sydney (1982).

なり農業調整法第22条に基づいていないので、実際に発動されるとガット違反となる。このため食肉輸入法とは別個に、輸出国との間に自主規制協定を締結し、輸出国側が自主規制協定を守らない場合は、農業法第204条により制限できることとなっている¹⁰⁾のである。だから、1964年以後の米・豪牛肉貿易は1963年以前の米・豪牛肉貿易とは質的に異なっており、1964年以降の豪州牛肉の輸出はアメリカの食肉輸入法下でコントロールされたものになっている。

そこで、食肉輸入法下におけるアメリカの牛肉輸入と豪州のアメリカへの牛肉輸出との関係を示したのがFig. 1である。

1965～1967年までは、アメリカの食肉総輸入量は食肉輸入法に基づく食肉輸入割当量ベースにみたなかったので、食肉輸出国への輸入規制は行なわれなかったが、1968年から1972年6月の期間は、食肉輸入数量が輸入割当量をオーバーし、さらにトリガー数量（基本割当量×110%）をも飛び越える事態になったので、アメリカは食肉輸出各国との協定にはいり、輸入規制数量を設け、その規制数量内の輸出だけを認めた。豪州の場合、輸入規制水準を僅かにオーバーする輸出実績になった。1972～1973年にかけて、アメリカの食肉

需要は著しく強まり、トリガー数量をオーバーする食肉輸入量となった。その結果、1972年6月～1974年にかけて、輸入規制は実施されなかったが、1975～79年について、再び輸入規制措置をとり、各国への輸入割当が行なわれ、豪州の食肉輸出はこの輸入割当範囲内におさえられた。1979年12月に、アメリカの牛肉生産量の増加を背景に、食肉輸入法による輸入割当量の算定方式が改定された。改定前の算定方式は、国内の食肉生産量に比例して輸入割当枠を決める方法であったから、食肉の国内供給量および価格変動が大きかった。改定した算定方式は、国内の食肉生産量が増加すれば、それだけ食肉輸入量を減少させるという生産の周期に反比例した式“Countercyclical” formula であり、豪州の牛肉輸出量の割当は、アメリカの老廃雌牛生産量（Cowbeef production）の増減に応じて変動するという関係になった⁵⁾。この新法の算定方式では、アメリカの牛肉生産者はより保護されたことになり、一方、牛肉輸出国の牛肉生産者は、アメリカのキャッル・サイクル Cattle Cycle の影響を受けることになる。アメリカの牛肉価格が上昇しているときには、当然アメリカの牛肉生産の意欲が向上くので、牛飼養頭数が増加傾向になり、牛肉生産も徐々に増加してゆく

Table 7. U. S. A import of beef from Australia

	Quantity of import (kg)	Proportion of total (%)	Value of import ('000\$)	Proportion of total (%)	Price per kg (\$/kg)
Bone-in					
Frozen, Hindquarters, Fore-quarters	1234,633	0.27	2,304	0.38	1.87
Frozen, NES	96,342	0.02	204	0.03	2.12
Fresh or Chilled, Hindquarters, Forequarters	—	—	—	—	—
Fresh or Chilled, NES	—	—	—	—	—
Veal carcasses & sides, Fresh Chilled or Frozen	284,949	0.06	562	0.09	1.97
Veal Fresh, Chilled or Frozen, NES	1013,793	0.22	1,929	0.32	1.90
Total	2629,717	0.57	4,999	0.83	1.90
Boneless					
Frozen Hindquarter cuts etc (Excl, Briskets)	65173,109	21.53	132,361	21.97	2.03
Frozen primal cuts (Rump, Strip etc)	47645,240	15.73	102,861	17.08	2.16
Frozen NES (Incl, Manufacturing & Briskets)	184471,216	60.93	354,402	58.84	1.92
Fresh or Chilled primal cuts (Rump, Strip etc)	—	—	—	—	—
Fresh or Chilled, Hindquarters, etc	114,310	0.04	241	0.04	2.11
Fresh or Chilled, NES	64,773	0.02	152	0.03	2.35
Fresh, Chilled or Frozen (Veal)	3476,631	1.15	7,312	1.21	2.10
Total	300945,279	99.43	597,329	99.17	1.98
Ground total	303574,996	100.0	602,328	100.0	1.98

Source: Australian Exports 1980-81, A. B. S, Canberra (1982)

から、その期間は牛肉輸入量が減り、牛肉輸出国の牛
肉輸出量は減少傾向になる。また、アメリカの牛肉価
格が下落するとき、牛肉生産の意欲は下降するから、
牛飼養頭数が減少傾向になり、牛肉生産も徐々に減少
してゆくから、その期間は牛肉輸入量が増え、牛肉輸
出国の牛肉輸出量は増加傾向になる。このことは、ア
メリカの牛肉価格が上昇過程にあるとき、牛肉単位当
たり輸出価格は騰貴しても、牛肉輸出量は減少するか
ら、牛肉価格の上昇メリットが牛肉輸出国に還元され
ない。また逆に、牛肉輸出量が増加するときには、牛
肉輸出価格が下降傾向にあるときであるから、牛肉輸
入量の増加メリットが牛肉輸出国に還元されないとい
うことを意味している。このような牛肉生産に牛肉輸
入量を反比例させた Countercyclical formula の牛
肉輸入制度は、非関税障壁による国内保護制度の一種
であり、牛肉の輸出国と輸入国の牛肉価格形成の非競

争を生み出し、牛肉の輸出価格は牛肉輸入国アメリカ
の国内牛肉価格に追随した価格形成になる。現に「ア
メリカの牛肉、特に加工用格付の牛肉価格は豪州の牛
肉価格を規定している」^{6,9)}のである。

アメリカの国内の牛肉需要は、生鮮用牛肉と加工用
牛肉の二つからなる。生鮮用牛肉は牛肉総需要量の約
60%を占め、一般に高級品質の牛肉 high quality
beef がそれに該当し、国内のフィードロット feedlots
において、穀類給餌によって生産した牛肉である。加
工用牛肉は低級格付牛肉 low grade beef であり、牛
肉総需要量の約 40%を占め、その加工用牛肉需要量
の 4 分の 3 は、国内生産でまかなっているが、残り 4
分の 1 は輸入牛肉に依存している。アメリカは牛肉総
輸入量の約 50 数 % を豪州から輸入しており、約 20 数
% をニュージランドから輸入している。アメリカの牛
肉輸入量の約 80% 近くを豪州、ニュージランドのオ

セニア地域に依存している。この2国以外にも、カナダ、コスタリカ、ホンデュラス等数カ国から輸入しているが、いずれも数%である。

豪州からアメリカに輸出している牛肉の品目を示すとTable 7のごとくである。

輸出牛肉の商品形態には骨付き枝肉と骨抜きカット肉の2つがあり、このうち骨抜きカット肉の輸出が99%強で、骨付き枝肉の輸出は1%足らずである。そして、輸出牛肉は生鮮（フレッシュ）、冷蔵（チルド）、冷凍（フローズン）に区別されるが、アメリカへの輸出牛肉の約99%はフローズン牛肉である。骨抜きカット肉の部位別輸出をみると、冷凍ハインドコーティー（後4半部）が約22%，冷凍規格カット（ランプ、ストリップ等の部位）が約16%，冷凍加工用牛肉が約60%を占めている。この冷凍加工用牛肉の1kg当たり輸出価格は1ドル92セントであり、その他のカット肉は2ドル10セント前後で、加工用牛肉の方が1kg当たり約20セント安い。以上のごとく、豪州からアメリカに輸出している牛肉は低価格の加工用牛肉であり、アメリカ国内の生鮮用牛肉の生産に直接影響を与えていないわけではないが、しかし、豪州の牛肉輸出がアメリカの牛肉生産に何らかの影響を及ぼしていることも否定するわけにゆかない。

(4) 豪州牛肉の多国間貿易

豪州の牛肉総輸出量の50~60%はアメリカ輸出であり、豪州の牛肉輸出政策がアメリカとの関係を優先する姿勢になるのは止むを得ない。この豪・米関係は、戦前の豪・英関係と類似しているところもあるが、戦前の牛肉貿易政策と異なるところは、牛肉輸出がアメリカに傾斜しているとはいえ、アメリカ一辺倒ではなく多国間貿易の形態をとっている点である。そこで、豪州牛肉の多国間貿易の現状を示したのがTable 8である。

豪州の牛肉輸出は、1970年代初期の石油ショック直前までは、アメリカ、カナダ、イギリス、日本が主要な輸出先になっていた。前述したごとく、その輸出先のなかでアメリカは最大のパイプであった。1973年の豪州の牛肉輸出量の仕向け割合は、アメリカ54.6%，日本19.2%，イギリス13.2%，カナダ5.5%であり、この4カ国のシェアは95.2%であった。たしかに、石油ショック直前の日本、イギリスの牛肉輸入は異常に増加したので、その翌年への反動が余りにも大きく、牛肉輸出国の豪州に多大の打撃を与えた。1974年、日本は牛肉輸入割当を零にした。その後、日本は豪州から徐々に牛肉輸入を拡大したので、豪州の日本向け牛肉割合は1974年の7.8%から1976年には12.5%に上昇し、1980年には15.7%のシェアを占めるまでに

Table 8. Australian exports of beef and veal; by principal destination

Shipped weight '000t

	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
U. S. A (a)	217.5	232.1	310.5	327.5	241.6	295.6	268.6	321.6	364.2	396.3	358.7
Canada	28.3	17.1	28.3	33.0	21.6	26.8	51.3	24.1	26.8	23.7	25.7
Japan (b)	20.9	39.8	52.7	115.4	26.5	35.6	71.6	70.5	71.8	97.7	88.7
Other Asian	6.2	8.0	7.0	8.8	11.5	55.4	36.3	49.6	113.6	81.0	29.6
Middle East (c)	1.3	1.1	1.8	2.2	3.4	20.8	28.6	58.7	71.5	38.9	26.9
USSR & Eastern	26.2	24.9	3.5	3.5	—	35.1	28.4	151.0	42.1	19.0	2.7
Greece	0.1	0.9	0.8	11.2	0.8	1.7	11.2	0.2	1.6	0.1	0.1
Sweden	0.9	0.7	2.8	2.4	2.6	9.0	9.4	8.2	1.7	6.4	2.7
U. K	26.5	31.8	77.1	79.5	19.8	11.4	10.8	6.8	13.3	10.8	6.1
EEC (d)	0.2	1.8	4.8	6.9	1.6	2.4	2.6	3.0	4.8	3.2	3.3
Other countries	6.6	8.5	15.6	9.7	10.3	19.8	54.3	37.1	68.9	31.7	21.2
Total exports	334.7	366.7	504.6	600.1	339.7	513.6	573.1	730.8	786.3	708.8	565.7
Proportion (%) shipped to											
U. S. A	65.0	63.3	61.5	54.6	71.1	57.6	46.9	44.0	46.3	55.9	63.4
Canada	8.5	4.7	5.6	5.5	6.4	5.2	9.0	3.3	3.4	3.3	4.5
Japan	6.2	10.9	10.4	19.2	7.8	6.9	12.5	9.6	9.1	13.8	15.7
Total	79.7	78.8	77.6	79.3	85.3	69.7	68.3	57.0	58.9	73.0	83.6

Source; 1. B. A. E: Papers on the Australian beef cattle industry. Canberra (1983)

Note; (a):Includes Hawaii (b): Excludes Okinawa (c): Includes Egypt and Iran

(d): Original 5 members

回復した。これに対して、イギリスは「15年食肉協定」の期限切れであった1967年以降再協定の締結がなく、豪・英間の牛肉貿易は漸次稀薄になりつつあったが、1973年1月、イギリスのEEC加盟によって、豪州からイギリスへの牛肉輸出は著しく減少し、イギリスの豪州輸出牛肉に占めるシェアは2%以下に低下した。イギリスの牛肉貿易は豪州から離れてEECへ移行した。そのことによって、石油ショック以降、豪州の牛肉輸出はアメリカ、カナダ、日本を対象とする安定的なパイプができあがった。これら3カ国の豪州の牛肉輸出量に占めるシェアは、ソ連および東欧諸国への輸出量増減のファクターを除けば70%前後になっていく。ところが、1970年代半頃になって、豪州の牛肉輸出に新しい変化がおこった。その1つは、クウェート等の中東石油諸国及びイラン、エジプトなどへの牛肉輸出増加であり、その2つは、韓国を中心とするアジア諸国への牛肉輸出増加である。1977~1978年をみてわかるように、日本を除くアジア諸国への輸出及び中東諸国への輸出及びソ連、東欧諸国への輸出が増加したことによって、アメリカ、日本、カナダの豪州牛肉輸出量のなかのシェアは50数%に低下した。しかし、豪州の牛肉輸出先として新しく台頭してきたこれらの諸国への牛肉輸出量は、年による変動が大きく不安定な貿易ではあるが、1970年代半頃から牛肉輸出量の確実に伸びてきた地域である。とくに、ソ連および東欧社会主義国との牛肉貿易は不安定である。豪州が牛肉の多国間貿易政策を促進し、自由競争による有利性を牛肉生産者に還元してゆくためには、アメリカ、日本、カナダへの輸出パイプの他にアジア諸国、中東諸国、ソ連および東欧諸国への牛肉輸出を安定的に発展させることが重要である。

(5) 豪・日牛肉貿易

日本の牛肉輸入は豪州、ニュージーランドの牛肉生産国からはじまつたといっても過言でない。1970年以降の日・豪牛肉貿易の推移をみたのがTable 9である。

1970年代は豪州1カ国から90%前後の牛肉を輸入しており、アメリカからの牛肉輸入割合は僅かに1%強であった。1970年代半頃まで、豪州牛肉が日本輸入牛肉に占める割合は80%以上であったが、1979年の東京ラウンド以降、日・米交渉、日・豪交渉の2国間貿易交渉が進められ、それを契機にして、アメリカからの牛肉輸入量は確実に増え、1982年のアメリカからの牛肉輸入量割合は26.1%になり、逆に豪州からの輸入割合は70.2%に低下した。このように牛肉輸入の日・米、日・豪関係の現象は、2国間の牛肉貿易交

Table 9. Proportion of the Japanese imports of beef: by country %

Year	From U.S.A.	From Australia	From other countries
1970	1.6	86.6	11.8
1971	1.2	88.9	9.9
1972	1.0	91.5	7.5
1973	7.5	84.3	8.2
1974	14.4	79.0	6.6
1975	7.9	82.6	9.5
1976	12.6	81.7	5.7
1977	8.7	85.2	6.1
1978	12.9	77.5	9.6
1979	18.8	76.8	4.4
1980	19.1	75.5	5.4
1981	22.3	70.4	7.3
1982	26.1	70.2	3.7

Source; The meat statistics in Japan June. I, 1984.
Livestock Bureau, Ministry of Agriculture,
Forestry & Fisheries, Japan (1984)

渉が、日・米の一般貿易摩擦等の影響を抜きにしては進められないことを物語るものである。そうなると、日本の輸入牛肉は、日・米の一般貿易摩擦が存在するかぎり、アメリカからの輸入を豪州に優先させることになる。即ち、日本の輸入牛肉に占める豪州牛肉の割合は徐々に低下し、アメリカの占める割合が逆に上ってゆくということになる。日本の牛肉輸入構造は、牛肉輸出国で低コスト生産の豪州牛肉に依存するという姿勢よりも、一般貿易摩擦に支配されたアメリカ従属型の構造になりつつある。それにもかかわらず、日・豪牛肉交渉における豪州側の圧力が日・米交渉における米側の圧力より弱いのは、日・豪の一般貿易構造が豪州出超である点と豪州の輸出牛肉がアメリカ依存型であり、日・米牛肉交渉において、日本およびアメリカを強く批判できないという事情があるからである。

豪州から日本向けに輸出している牛肉の商品形態を示したのがTable 10である。

アメリカへの輸出牛肉と同じく、日本への輸出牛肉も輸出量の99%強が骨抜きのカット牛肉である。そのカット牛肉の約36%（金額にして約40%強）はフレッシュ・チルドであり、その大部分は日本の畜産振興事業団が定めたカット規格品である。アメリカ向けの大部分を占めている加工用のフローズン・ビーフとほぼ同じ牛肉の日本向け輸出量割合は、全体の24.4%である。もっとも輸出量の多い牛肉は、冷凍されたランプ・ストリップ等の規格カットであり、その輸出割合は全体の25.3%である。畜産振興事業団の定めた

Table 10. Japanese import of beef from Australia

	Quantity of import (kg)	Proportion of total (%)	Value of import ('000\$)	Proportion of total (%)	Price per kg (\$/kg)
Bone-in					
Frozen, Hindquarters, Forequarters	276,980	0.18	575	0.23	2.08
Frozen, NES	188,768	0.12	345	0.14	1.83
Fresh or Chilled, Hindquarters, Forequarters	25,968	0.02	71	0.03	2.73
Fresh or Chilled, NES	109,820	0.07	326	0.13	2.97
Veal carcasses & sides, Fresh, Chilled or Frozen	23,280	0.02	37	0.02	1.59
Total	668,746	0.44	1,474	0.60	2.20
Boneless					
Frozen Hindquarter cuts etc (Excl. Briskets)	15873,597	16.10	33,558	13.76	2.11
Frozen primal cuts (Rump, Strip etc)	24966,105	25.32	62,989	25.84	2.52
Frozen NES (Incl. Manufacturing & Briskets)	24060,204	24.40	46,906	19.24	1.95
Fresh or Chilled, Hindquarters, etc	7689,995	9.82	22,500	9.23	2.93
Fresh or Chilled primal cuts (Rump, Strip, etc)	23868,005	24.20	71,070	29.15	2.98
Fresh or Chilled, NES	1612,767	1.63	4,997	2.05	3.10
Fresh, Chilled or Frozen (Veal)	110,533	0.11	300	0.12	2.71
Total	98181,206	99.56	242,320	99.40	2.47
Ground total	98849,952	100.0	243,794	100.0	2.47

Source; 1. A. B. S: Australian Exports 1980-81, Canberra (1982)

カット規格品が日本向け牛肉輸出量の約 50% を占めています。豪州の輸出牛肉は日本の畜産振興事業団の管理下で運営されている面がある。日本向け輸出牛肉の 1 kg 当たり輸出価格は、加工用冷凍牛肉が 1 ドル 95 セントでアメリカ向け加工用牛肉の価格とほぼ同じであるが、冷凍規格カットは 2 ドル 52 セント、生鮮・冷蔵の規格カットは 2 ドル 98 セントでアメリカ向けよりやや高い。総じて、アメリカ向け牛肉より日本向け牛肉の輸出価格が高いのは、日本向け牛肉の品質がアメリカ向け牛肉の品質より優れているのか、または、日本とアメリカの貿易量の差異による価格形成の競争条件によるのかいずれかであろう。

日本の場合、輸入牛肉は非自由化品目であり、牛肉輸入量の約 90% は畜産振興事業団の管理下にある。その場合、事業団は政府の決めた牛肉輸入割当枠の範囲内で、国内の牛肉輸入業者から輸入牛肉を買入れることになる。事業団の輸入牛肉の買入れ方法は、事業

団指定小売店の随意契約によるチルド牛肉を除いて、入札制度による買入れである。事業団が入札制度によって輸入牛肉を買入れる場合は、輸入牛肉の产地、規格、部位、数量および引渡期限等を定めた引渡条件を予め輸入業者に明示し、輸入業者はこれらの買入条件にもとづいて、その国（豪州等）の牛肉輸出業者及び牛肉輸出ライセンスと畜場所有者等と売買取引条件を整え、畜産事業団の入札に応札することになる。その場合、日本の牛肉輸入業者は食肉輸出ライセンス業者数社と事業団の買入諸条件にもとづいたオファーをとり、例えば、食肉輸出ライセンス業者 A 社、B 社、C 社とそれぞれ牛肉 1 kg 当たり 1 ドル 50 セント、1 ドル 45 セント、1 ドル 40 セントのオファーによる取引価格を決めて事業団の買入入札に応札する。事業団はその牛肉の応札枠の最低価格から漸次割当数量に達するまで買入れ、応札の成立した食肉輸入業者は、現地に食肉輸出ライセンスを所有する別会社を持つも

Table 11. Summary of special regulatory measures applied to imports of meat from Australia: 1973-80

Importing country	Type of control				
	Voluntary restraint(a) via quantity	via minimum price	Significant import levies	Import quotas	Monopsony buying agency
U. S. A	*				
Canada	*	*			
Japan			*	*	*
EEC	*		*	*	
USSR					*
Sweden		*	*		
Korea					*
Iraq					*
Iran					*
Egypt					*

Source; 1. Livestock and meat marketing in Australia, B. A. E, Canberra (1981)

Note: 1. (a) Negotiated as an alternative to mandatory quotas.

(b) For sheep meat commencing in 1980.

2. * Indicates that the particular measure applies.

のはその別会社を通じて、現地に食肉輸出ライセンスを所有していない輸入業者は現地（豪州）の食肉輸出業者を通じて輸出・輸入が成立することになる。豪州から輸入した牛肉の日本国内の価格は、国内の牛肉価格（一般に乳雄牛および乳廃牛価格）にスライドされた価格水準で流通する。だから、豪州の国内で形成される牛肉価格＝輸出価格とそれが日本国内で形成される価格水準とは無関係であり、両者は完全に分離されているが、それは日本における牛肉輸入の非関税障壁によるものである。

牛肉の輸入国は日本にかぎらず牛肉輸入について何らかの輸入規制手段を設けているのが一般的である。豪州からの牛肉輸出について、各国の輸入規制手段を示したのが Table 11 である。

各国の牛肉輸入規制手段には、輸入量を媒介とした随意制限、最低価格を媒介した随意制限、輸入課徴金による制限、輸入割当による制限、独占的購買による制限等があり、その1つまたは数種の手段を用いた輸入規制が行なわれている。アメリカは前述したごとく、輸入数量が国内牛肉生産に影響するとき、輸入数量を規制しており、EECは輸入課徴金を用いて国内の牛肉価格への影響を制限しており、韓国および中近東、ソ連等は国家買入れによって輸入を規制しており、日本の場合は輸入割当、調整金、独占的購買機関によって輸入規制を行なっている。以上のような牛肉輸入国の牛肉輸入規制手段はその国々の体制および国内牛肉生産事情を背景にしたものである。だから現在の豪・日

牛肉貿易制度が特別なものであるというわけではない。

4. 豪州の牛肉輸出制度

—食肉輸出業者を対象にして—

豪州の牛肉輸出は、1977年末まで、前述したオーストラリア・ミート・ボード (A. M. B) によって管理・運営されてきた。1977年10月、オーストラリア食肉家畜公社法 Australian Meat and Livestock Corporation Act が公布され、A. M. L. C (オーストラリア食肉家畜公社) が設立された。この A. M. L. C は以前の A. M. B に代ったものであり、その主要な機能は、豪州からの食肉・家畜輸出を調整、振興、援助等を促進すること、また豪州国内における食肉の販売を促進することである。具体的な事業を掲げると⁸⁾、①国内、国際マーケティング情報活動、②専門的な意見と勧告、③品質保証、④広告宣伝と販売促進、⑤米国、カナダ、日本のような制限を受ける市場で、秩序あるマーケティングを行なうための統制機能、⑥統計上の記録と予測、⑦政策面での政府への勧告と国際取引関係交渉への参加等である。この A. M. L. C は3つのグループ——食肉輸出業者・と畜業者協議団体、家畜生産者協議団体、家畜輸出業者協業団体——から選出されたメンバーと政府委員から構成されており、A. M. L. C の財政は主に家畜と畜課税 Livestock Slaugther Levy と家畜輸出料金 Livestock Export Charge に依存している。

豪州の牛肉輸出を直接担当するのは、食肉輸出業者

Table 12. Number of licensed meat exporters and livestock exporters; by state

	Meat exporter					Livestock exporter			
	1971	1979	1980	1981	1982	1979	1980	1981	1982
New South Wales	104	101	92	84	79	18	14	12	13
Victoria	57	57	53	56	46	12	8	8	8
Queensland	32	26	24	28	23	6	6	5	8
South Australia	4	11	12	13	14	4	3	5	5
Western Australia	23	24	24	23	25	10	10	9	9
Tasmania	5	5	6	6	7	5	4	3	3
Northern Territory	2	1	1	1	1	3	2	3	3
Capital Territory		1	1	1	1	1	2	1	1
Total	227	226	213	212	196	59	49	46	50

Source; 1. Report of the Australian meat and livestock corporation, AMLC, Sydney (1982)

であるが、その輸出業者を管理しているのがオーストラリア食肉家畜公社である。食肉・家畜を輸出する者はライセンスが必要であり、それはオーストラリア食肉家畜公社から与えられる。現在そのライセンスを持っている食肉・家畜業者を州別に示したのが Table 12 である。

A. M. B 時代の 1971 年に、ライセンス所有の食肉輸出業者は 227 社（自治体、協同組合含む）であったが、A. M. L. C が設立された後の 1979 年も 226 社でほとんど変動がない。州別に食肉輸出ライセンス所有者をみると、ニュー・サウス・ウェールズ州 (N.S.W 州) に 101 社、ビクトリア州 (Vic 州) に 57 社、クイーンズランド州 (Qld 州) に 26 社が分布しており、この 3 州で食肉輸出ライセンス所有者総数の 81.4% 占め、N.S.W 州で 44.7% を占めている。1982 年になると、食肉輸出ライセンス所有者は 196 社に減少し、1979~1982 年のあいだに、N.S.W 州では 22 社がライセンスを失ない、Vic 州では 11 社、Qld 州では 3 社がライセンスを失なったが、一方、南オーストラリア州 (S.A 州) では 3 社、西オーストラリア州 (W.A 州) では 1 社、タスマニア州 (Tas 州) では 2 社が新たにライセンス所有者になっている。食肉・家畜の輸出ライセンスは 1 年更新であるから、ライセンス所有者数は年々変動しているが、ここ数年をみると、食肉輸出業者数は減少傾向になっている。ライセンス所有の家畜輸出業者は 1979 年に 59 社であったが、1981 年には 46 社に減少したけれどども、1982 年には 50 社に増加した。家畜輸出業者を州別にみると、N.S.W 州に 13 社、W.A 州に 9 社、Vic 州に 8 社、Qld 州に 8 社分布しており、食肉輸出業者よりも州別集中度は小さい。

ライセンス所有の食肉輸出業者は大別して 2 種類の

Table 13. Number of meat exporter; by registered export facilities (owned or leased)

Registered export facilities	Meat exporter	
	Numbers	Proportion of total (%)
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	4	1.9
① ② ③ ④ ⑤	4	1.9
① ② ④ ⑤ ⑥	2	0.9
① ② ③ ④	1	0.5
① ② ④ ⑤	6	2.8
① ② ④ ⑥	4	1.9
② ④ ⑤ ⑥	1	0.5
① ② ④	25	11.8
② ③ ⑥	1	0.5
② ④ ⑤	1	0.5
② ④ ⑥	10	4.7
② ⑤ ⑥	3	1.4
③ ④ ⑤	1	0.5
④ ⑤ ⑥	1	0.5
① ④	1	0.5
② ④	3	1.4
② ⑤	1	0.5
② ⑥	34	16.0
③ ④	1	0.5
④ ⑤	4	1.9
④ ⑥	1	0.5
⑤ ⑥	1	0.5
③	3	1.4
⑤	3	1.4
⑥	24	11.3
Non facilities	72	34.0
Total	212	100.0

Source; 1. List of licensed meat exporters, AMLC, Sydney (1982)

Note; ① Slaughtering, ② Boning, ③ Canning, ④ Freezing/storing, ⑤ Preparing portion control/retail packs/ready cooked meats, ⑥ Operator at registered meat export establishment

業種からなっている。1 つは、と畜場または食肉処理加工施設等の所有・管理者であり、2 つは、貿易業者

またはそのエージェントである。即ち、食肉処理製造業者と食肉商業者である。1981年にライセンスを所有する食肉輸出業者について、ライセンス施設等の所有数別輸出業者数を示すと Table 13 のごとくである。

食肉輸出業者の大手は、と畜場、骨抜き処理施設、かんづめ工場、冷凍保管庫、調理済牛肉・小売パック分配施設、食肉輸出登録管理施設等の6つの施設を所有する者であり、それに該当するのは4社である。さらに、上記の6施設のうち食肉輸出登録管理施設だけないものが4社、かんづめ工場のないもの2社である。4つのライセンス施設を所有する業者は12社であるが、その中にはと畜場をもたないものが1社含まれているが、骨抜き処理施設は12社とも全部もっている。3つのライセンス施設を所有する業者は42社であり、そのうちの25社は、と畜場、骨抜き処理施設、冷凍保管庫をもっている。さらに10社は骨抜き処理施設、冷凍保管庫、食肉輸出登録管理施設をもつものである。2つのライセンス施設を所有する業者は46社であり、そのなかには、骨抜き処理施設と食肉輸出登録管理施設をもつ34社と骨抜き処理場と冷凍保管庫、または調理済食肉小売パック分配施設をもつ4社があり、さらにと畜場と冷凍保管庫をもつ業者も含まれている。ライセンス施設を1つしかもっていない業者は30社であり、そのうちの24社は食肉輸出登録管理施設だけの業者である。以上のライセンス施設をもたない食肉業者が72社あり、これがいわゆる単なる貿易業者である。この単なる貿易業者がライセンスをもつ食肉輸出業者総数の34%を占めている。

食肉輸出業者のなかで、輸出に大きな力をもっているのは、食肉輸出の国内流通経路の要めとなっている流通施設——と畜場、骨抜き処理施設、冷凍保管庫のライセンス所有業者であり、全体で46業社である。とくに、と畜場を所有、系列化していることが、輸出支配力を強化する重要な手段である。1981年7月1日現在、食肉輸出ライセンスをもっていると畜場は110カ所であるが、そのうちの20と畜場については、そのと畜場所有者が食肉輸出業者としてのライセンスを所有していない。これらの多くは地方公設と畜場である。残り90と畜場は食肉輸出ライセンスを付与されていると共に食肉輸出業者の所有または系列化に属しており、そのうちの31と畜場はと畜場と所有者が一緒にになっているが、59と畜場は食肉輸出業者16社の所有または系列化になっている。即ち、この16社は少なくとも2カ所以上のと畜場を所有または系列化していることになる。この16社のと畜場の所有または系

Table 14. Number of meat exporter, by number of owned or integrated abattoirs

Number of owned or integrated abattoirs by company	Licensed meat exporters	Proportion of total (%)
2	4	25.0
3	5	31.3
4	3	18.8
5	2	12.5
6	1	6.5
7	—	—
8	1	6.5
Total	16	100.0

Source; 1. List of licensed meat exporters, AMLC, Sydney (1982)

Note; As at 1st July 1981

列化の状況を示すと Table 14 のごとくである。

2つのと畜場を所有または系列化している業者が4社、3つのと畜場を所有・系列化している業者5社、4つのと畜場を所有・系列化している業者3社、5つのと畜場を所有・系列化している業者2社、6つないし8つのと畜場を所有・系列化している業者がそれぞれ1社である。以上の16社の食肉輸出業者をあげると次のごとくである。

Walker. F. J. Limited (N.S.W)
 Borthwicik Thomas & Sons (A'Asia) Ltd (Vic)
 Smargon Consolidated Industries (Vic)
 Protean Enterprises Pty Ltd (Vic)
 Anglies Wand Co (Aust) Pty Ltd (N.S.W)
 Anderson Meat Packing Co Pth Ltd (N.S.W)
 Metro Meat Ltd (S.A)
 Gilbertson R. J. Pty Ltd (Vic)
 Field T. A. Pty Ltd (Qld)
 Hutton J. C. Pty Ltd (Vic)
 Tancred Brothers Pty Ltd (Qld)
 Norwest Beef Industries Ltd (N.S.W)
 Darling Downs Co-op Bacon Assn Ltd (Qld)
 Derby Meat processing Co Ltd (W.A)
 South Australian Meat Corporation (S.A)
 Australian Bacon Limited (S.A)

食肉輸出ライセンスを所有するのは212社であるが、そのうちの「上位10会社が牛肉・子牛肉輸出マーケットの59%（1980～81年は57%）を占め、上位20会社で輸出マーケットの71%（1980～81年は72%）を占め、上位40会社のシェアは輸出マーケットの85%である。…上位10会社のシェアはマトン73%（1980

～81年66%), ラム70% (1980～81年61%) である」⁴⁾。このように、僅かに食肉輸出業者の4.7%の会社が、牛肉・子牛肉輸出量の59%を支配し、そして9.4%の会社が71%の輸出量シェアをもつなど、食肉輸出業者の寡占化が進行しており、年々その傾向は強まりつつあるといえる。

ライセンスをもつ食肉輸出業者のなかで34%を占める単なる貿易業者のなかに、日本の現地法人である食肉輸出会社の大部分が含まれている。1981年7月1日現在、日本の食肉輸出会社をあげると次の11社である。

- Itoh C and Co (Aust) Ltd
- Itoman (Aust) Pty Ltd
- Kanematsu-Gosho (Australia) Pty Ltd
- Marubeni Australia Ltd
- Mitsui and Co (Aust) Ltd
- Nissho Iwai Australia Ltd
- Nitchiku (Australia) Pty Ltd
- Sumitomo Australia Limited
- Toshoku (Aust) Pth Ltd
- Toyomenka (Australia) Pty Ltd
- Zenchiku Australia Pty Ltd

上記11社のなかで、食肉輸出施設のライセンスをもっているのは Itoman (Aust) Pty Ltd 1社だけであり、この会社は骨抜き処理施設と食肉輸出登録管理施設の2つのライセンスを所有している。そのほかの11社は食肉輸出施設をもたない単なる食肉輸出貿易会社である。この現地における日本の食肉輸出会社は、現地法人という独立した会社形態はとっているが、その会社資本は日本の親会社資本の出資によるものであり、形式的には独立した会社形態であっても、実質的には同一または系列化した会社形態である。そして、その日本における親会社をみると、農林水産省の認可した食肉輸入会社である。即ち、日本における大手の食肉輸入会社は現地に現地法人の食肉輸出会社を設立して輸出と輸入の一体化を確立している。日・豪間の

牛肉貿易構造が自由化されると、輸出と輸入の資本一体化構造がより強化されることになる。

謝辞 1982年10月1日から1983年7月31日まで、シドニー大学滞在中、Dr. Fisherには大へんお世話になった。この論文ができたのも、彼の御協力によるものである。厚く感謝したい。

文 献

- 1) Australian Bureau of Statistics: *Year Book of the Commonwealth Australia*, No. 41, p. 710 (1954)
- 2) ———: Ibid., No. 46, p. 954 (1950)
- 3) ———: Ibid., No. 51, p. 1063 (1965)
- 4) Australian Meat & Live-stock Corporation: *Interim report of the Australian meat and live-stock corporation, for the priod July 1 1981 to June 30 1982*, p. 15 (1982)
- 5) Bureau of Agricultural Economics: U.S agricultural trade an Australian perspective to 1985, p. 8 (1983)
- 6) ———: Ibid., p. 8
- 7) Commonwealth Bureau of Census and Statistics: *Official Year Book of the Commonwealth of Australia*, No. 34, p. 455 (1941)
- 8) John, W. Longworth: *The Australian beef industry*, a paper prepared for an international symposium, p. 18, Tokyo (1979)
- 9) 宮田育郎: 輸入枠拡大で危機にひんする牛牛生産。経済, No. 240, p. 137, 第2図, 新日本出版社, 東京 (1984)
- 10) 農林水産省畜産局: 食肉便覧・昭和56年度, p. 278, 中央畜産会, 東京 (1981)
- 11) Stuart Harris: *Agricultural trade and its international trade policy context*. Williams, D. B. (ed.), *Agriculture in the Australian economy*. p. 383, Sydney Univ. Press (1982)
- 12) ———: Ibid., p. 384
- 13) ———: Ibid., p. 390
- 14) Carney, W. R.: *The Ottawa agreement now*, Economic Record, Vol. 32, No. 52 (1956)

Summary

Australia has held a rank as a major world exporter of beef product. Exports of Australian beef expanded rapidly in 1960s, and the trade has become both large and profitable. Forming a peculiar back-ground of the beef export pattern, the quite heavy traditional dependence on the U.K. as her beef market, has shifted towards the United States. Therefore, beef is now Australia's most important agricultural exporting item to the U.S.A. and this market takes approximately 50 per cent of Australia's total beef exports.

The U.S.A. imports of beef have been regulated since 1964 by "meat import law". Under the new meat import laws passed in 1979, the quota for Australia is determined by means of a "counter cyclical formula" designed to regulate the imports inversely to the changes in U.S. cow-beef production. Therfore, Australia's beef market could not help expanding in dependence on the Japanese beef market and the Asian beef markets in the early 1970s. In accordance with the development of the Japanese market for imported beef, Australia has supplied approximately 70~80 per cent of Japanese demands. But shipments to Japan haye been amounting to some 17 per cent of total Australian beef exports, and the developments in the United States beef markets are going to give a significant impact on to the Australian beef industry.

Australian meat exporters are in the necessity of having the export-license. Beef is produced in approximately 110 export-licensed abattoirs in Australia. The top 10 meat exporters (companies) accounted for 59 per cont of the beef and veal export markets in 1981/82. While the top 20 companies accounted for 71 per cent of the markets. Australian beef export companies are under the process of monopoly.